

「滋賀県感染症予防計画」の改定について

厚生・産業常任委員会資料
平成24年(2012年)10月4日
健康福祉部健康長寿課

趣旨

平成11年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が公布・施行され、本県では同法第10条に基づき「滋賀県感染症予防のための施策の実施に関する計画(滋賀県感染症予防計画)」を定めて感染症対策を実施してきたが、関連する制度改正や他の計画との整合性を図るため、本計画を改定する。

改正理由

感染症(結核)医療体制の整備

- ◆「結核に関する特定感染症予防指針」の改正(H23.5)
- ◆結核医療連携体制の構築などを指針に位置づけ

緊急時対応の強化

- ◆平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、「滋賀県新型インフルエンザ行動計画」を改正(H24.3)
- ◆「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の公布(H24.5)

- ◆保健医療計画の改定(H25.3予定)
- ◆其他所要の改正(病原体の管理、動物由来感染症など)

計画の骨子(案)

- 1 感染症予防の推進の基本的事項
- 2 感染症の発生予防のための施策
- 3 感染症のまん延防止のための施策
- 4 感染症に係る医療提供体制の確保
- 5 感染症および病原体等に関する調査・研究
- 6 感染症の病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上
- 7 感染症の予防に関する人材養成
- 8 感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症患者等の人権尊重
- 9 緊急時における感染症の発生予防・まん延防止・医療提供のための施策
- 10 その他感染症予防の推進に関する重要事項

改正の要点

感染症(結核)医療体制の整備

- 結核病床を有する感染症指定医療機関を見直し追加
- 結核指定医療機関等の結核に係る医療提供について追加
- 湖南圏域の人口増加に伴う必要な感染症病床の変更
- 結核に係る定期的健康診断について追加

緊急時対応の強化

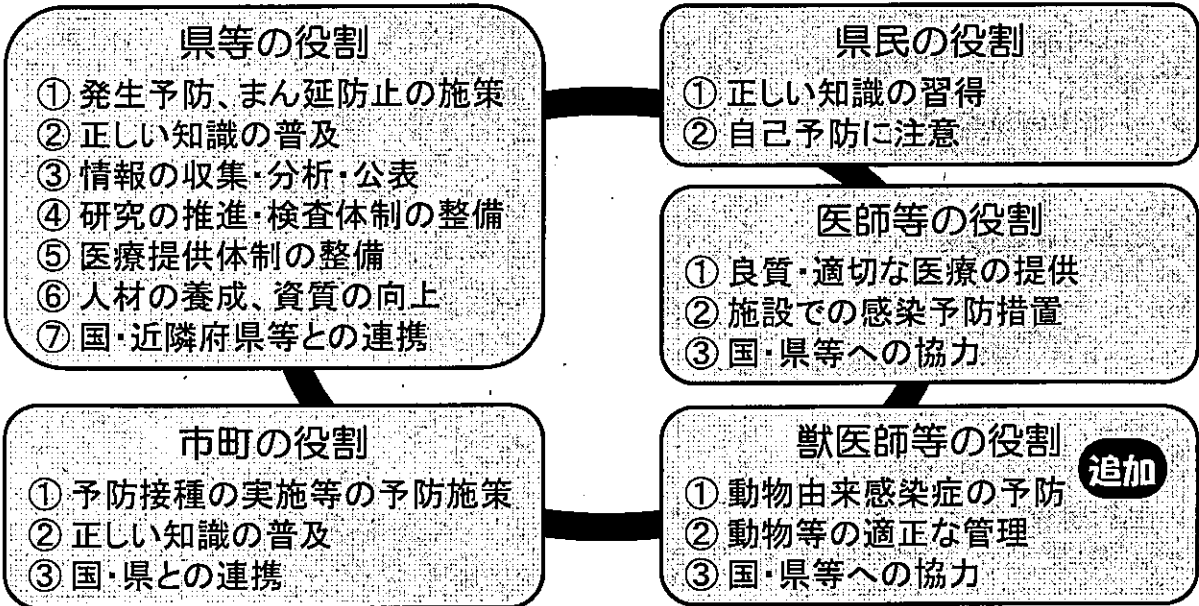
- 新型インフルエンザ等の健康危機管理を強化
- 緊急時における発生予防、まん延防止、医療提供の施策を追加
- 広域的な感染症まん延時の近隣府県との相互協力を追加
- 鳥インフルエンザ等動物由来感染症に対する対策を追加

○予防計画は「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(平成11年厚生省告示)に即して定める。
○改正時は、あらかじめ、市町村および診療に関する学識経験者の団体の意見を聴くことが法に規定されている。

感染症予防の基本的事項

基本理念

- 事前対応型行政の構築 (感染症発生動向調査体制の整備と平時の予防対策)
- 県民一人ひとりに対する感染症の予防と治療に重点を置いた対策
- 患者等の人権の尊重 (適切な措置、個人情報の保護、感染症に対する偏見の解消)
- 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応



感染症(結核)医療体制の整備

課題

- 高齢化による合併症患者の増加
- 緊急応需体制の確保

第1種感染症指定医療機関

一類・二類感染症患者の入院

県全域	大津市民病院	2
-----	--------	---

結核指定医療機関

結核病床を有する
第2種感染症指定医療機関
結核病床: 46+ (モデル病床: 6)

医療機関の名称	病床
大津市民病院	10
○ 社会保険滋賀病院	10 ※
公立甲賀病院	-- (2)
○ 国立滋賀病院	16 (4)
彦根市立病院	10

○: 中核病院 ※: 休床27を除く

結核外来診療等医療機関

診療所、薬局等622施設

第2種感染症指定医療機関

7病院(圏域ごと)32床
二類感染症(結核以外)の入院

圏域	医療機関の名称	病床
大津	大津市民病院	6
湖南	済生会滋賀県病院	4-6
甲賀	公立甲賀病院	4
東近江	近江八幡総合医療センター	4
湖東	彦根市立病院	4
湖北	長浜赤十字病院	4
湖西	高島市民病院	4

緊密な連携

搬送体制

緊急時対応

感染症外来協力医療機関
新型インフルエンザ患者入院医療機関

緊急時対応の強化

緊急時

一類感染症(エボラ出血熱など7種)、二類感染症(鳥インフルエンザなど5種)、**新型インフルエンザ等**の患者が発生し、またはまん延のおそれが生じた場合

監視体制

- ◇ 感染症発生動向調査の強化
- ◇ 国・関係機関と連携し国内外の発生情報の収集
- ◇ 適切な情報提供

広域連携

- ◇ 国に専門家等の派遣要請
- ◇ 市町間の連絡調整
- ◇ 近隣府県との協力体制を構築

新型インフルエンザ対策行動計画等で規定

まん延防止

- ◇ 積極的疫学調査による患者状況の把握
- ◇ 病原体の検査
- ◇ 迅速・的確なまん延防止対策

医療の確保

- ◇ 患者の入院措置
 - 第1種 指定医療機関 (大津市民病院) 主に一類感染症
 - 第2種 指定医療機関 7病院(圏域ごと) 二類感染症
 - 連携体制 患者移送
 - 一般の医療機関 緊急避難的に入院
- ◇ 汎流行時
- ◇ 医師等に必要な措置への協力要請
- ◇ 医薬品の備蓄・確保

感染症法に基づく感染症の分類

分類	感染症名	説明	備考
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病	感染力・重篤度・危険性が極めて高く、早急な届出が必要	国内発生なし
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性性呼吸器症候群(SARS、コロナウイルス)、鳥インフルエンザ(H5N1)	感染力・重篤度・危険性が極めて高く、早急な届出が必要	H23県内届出数 結核: 338人
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157など)、腸チフス、パラチフス	集団発生を起こす可能性が高いため、早急な届出が必要	H23県内届出数 O157等: 71人 赤痢: 5人
四類感染症	E型肝炎、ウエストナイル熱、狂犬病、マラリア、エキノコックス症、つつが虫病、 Dengue熱、レジオネラ症など42種	人同士の感染はないが、動物・飲食物等を介して人に感染	H23県内届出数 レジオネラ: 12人 その他: 2人
五類感染症	インフルエンザ、感染性胃腸炎、後天性免疫不全症候群(HIV・エイズ)、風しん、麻しん、破傷風など42種	発生動向の調査を行い、情報を公開し、発生・まん延を防止	
新型インフルエンザ等感染症	新型または再興型のインフルエンザで、急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響		
新感染症	人からに伝染する疾病で、既知の感染症・症状等が明らかにそれまでの物とは異なり、感染力と重篤性から、極めて危険性が高い		